

吸収合併公告

平成29年11月20日

株主、債権者各位

山梨県南都留郡忍野村忍草字古馬場3580番地
ファナック株式会社
代表取締役 稲葉 善治

当社（甲）及びファナックモールド株式会社（乙、本店所在場所、北海道江別市西野幌114番地の6）は、平成30年1月1日を合併の効力発生日とし、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併を行うことといたしました。

これにより、効力発生日をもって、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散する事となりますので、下記のとおり公告いたします。

なお、甲は会社法第796条第2項に基づき、また、乙は会社法第784条第1項に基づき、それぞれ株主総会の承認を経ずにこの吸収合併を決定しております。

また、この吸収合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この吸収合併に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出下さい。
2. この吸収合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。
3. 両社の最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書届出済
（乙）掲載紙 官報
掲載の日付 平成29年11月20日
掲載頁 95頁（号外第250号）

以 上